

介護労働実態調査の中間結果報告

平成 13 年 7 月

財団法人 介護労働安定センター

目次

I	介護労働実態調査の実施概要	1
1	調査の概要	1
2	調査期間	1
3	回収状況	1
II	事業所における介護労働実態調査結果－事業所用－	2
1	事業所の概要	2
2	就労日数・労働時間	5
3	賃金	7
4	社会保険	11
5	従業員の採用および研修	12
6	介護アンケート	19
III	介護事業所における移動時間に対するヒアリング調査結果	22
1	調査の目的	22
2	調査結果の概要	22
3	ヒアリング結果のまとめ方及び参考	22

I 介護労働実態調査の実施概要

1 調査の概要

本調査の調査名称、主な調査目的、対象者及び調査方法は下表の通りである。

調査名称	主な調査目的	対象者	調査方法
事業所における介護労働実態調査－事業所用－	・介護労働分野の事業主に対して、介護労働者の雇用者数、賃金、雇用管理上の実態を調査し、問題点の把握等を行う。	介護労働分野の事業所 3,080社	・郵送法 (無作為の抽出調査)

2 調査期間

事業所における介護労働実態調査

2000年11月1日～11月30日

3 回収状況

調査名称	配布数	回収数	回収率
事業所における介護労働実態調査－事業所用－	3,080	1,347	43.7%

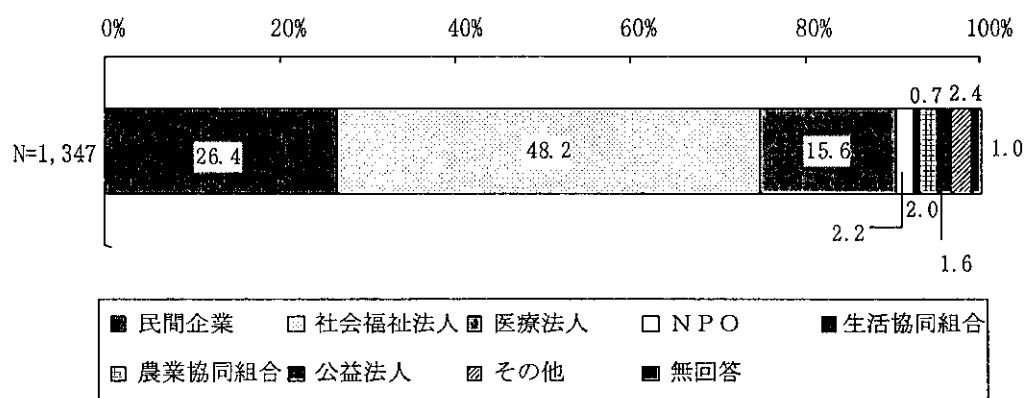
II 事業所における介護労働実態調査結果—事業所用—

1 事業所の概要

○回答事業所の法人格

- ・ 回答のあった1,347事業所の法人格は、「社会福祉法人」が最も多く48.2%と全体の約半数を占めている。次いで、「民間企業」26.4%、「医療法人」15.6%であり、これらを合わせると9割以上を占める。

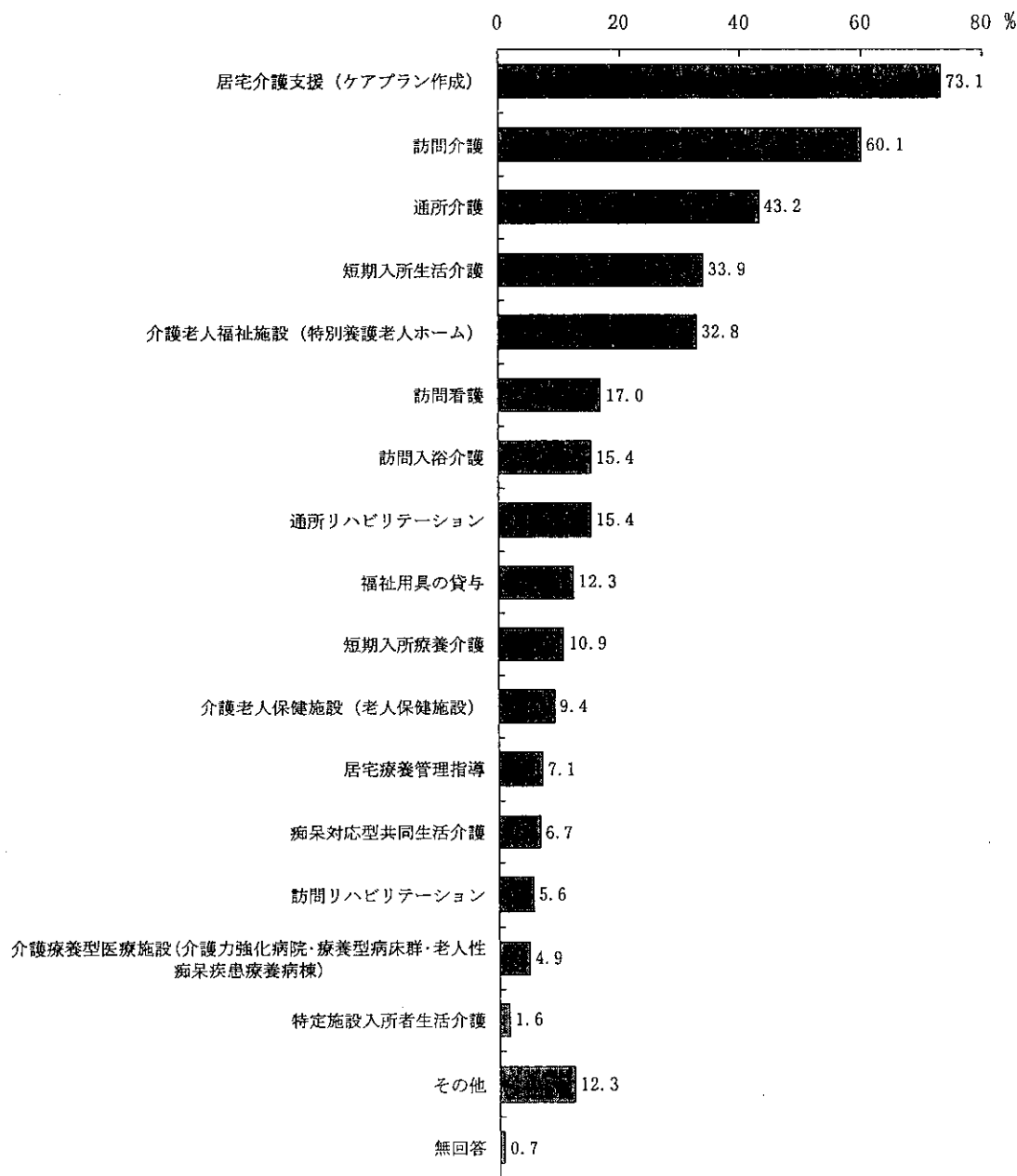
図表1 事業所の法人格



○提供サービスの種類

・回答のあった1,347事業所で提供するサービスの種類（複数回答）は、「居宅介護支援（ケアプラン作成）」が最も多く73.1%。次いで「訪問介護」60.1%、「通所介護」43.2%、「短期入所生活介護」33.9%、「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」32.8%となっている。

図表2 提供サービスの種類（主なサービスを含む、複数回答）

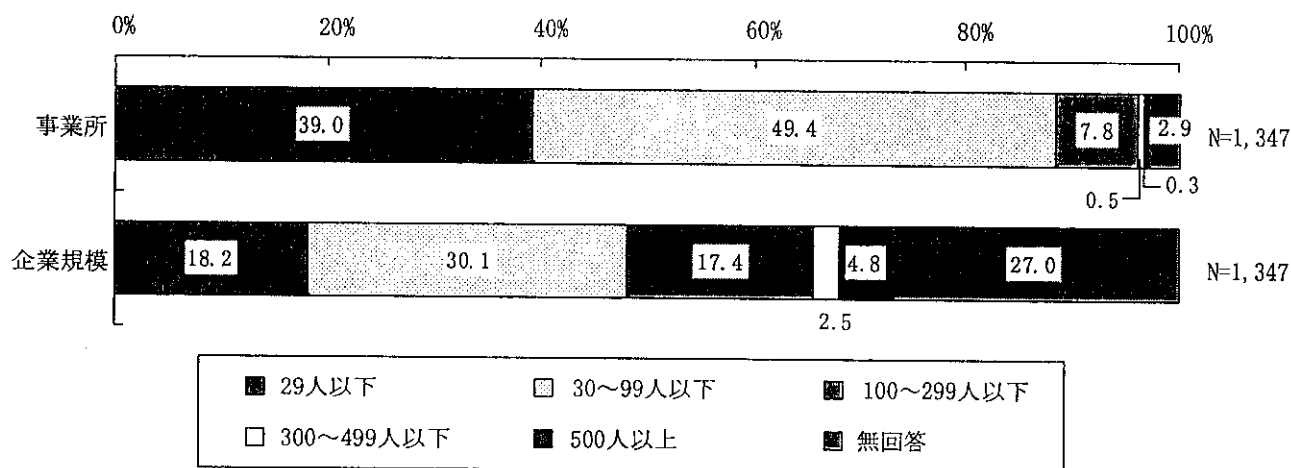


N=1,347

○事業所及び企業の規模（従業員数）

- ・ 事業所の従業員数は、「30～99人以下」が約半数（49.4%）を占め最も多く、次いで「29人以下」が約4割（39.0%）であり、従業員数が99人未満の事業所がほとんどである。
- ・ 事業所が属する企業全体の従業員数は、「30～99人以下」が30.1%で最も多いが、「29人以下」は18.2%、「100～299人」が17.4%、「500人以上」が4.8%となっている。

図表3 従業員数



○調査対象労働者数

回答のあった事業所において調査の対象となった労働者の雇用形態別の数は下表のとおりである。

雇用形態	労働者数（人）	割合（%）
正社員	24,287	61.9
非正社員	10,198	26.0
常勤労働者	4,378	11.2
短時間労働者	2,608	6.6
非常勤労働者	3,212	8.2
登録ヘルパー	3,993	10.2
無回答	783	2.0

注) 常勤労働者は、週所定労働時間が30時間以上の労働者、短時間労働者は、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、非常勤労働者とは、週所定労働時間が20時間未満の労働者である。

2 就労日数・労働時間

○月間所定就労日数

・1ヶ月あたりの平均所定就労日数は全体で見ると20日である。これを賃金支払形態別にみると、月給制労働者の就労日数は21日、日給制は18日、時間給制は16日となっている。

・雇用形態別にみると、正社員21日、非正社員のうち常勤労働者は20日とほぼ同じであるが、短時間労働者は17日、非常勤労働者は13日と少なくなっており、また、所定就労日数が定められていない登録ヘルパーは実績で15日となっている。

○1日の所定労働時間数

・1日の所定労働時間については、全体では7.1時間であり、これを賃金支払形態別にみると月給制で7.8時間、日給制で7.4時間であるが、時間給制では5.2時間と短くなっている。

・これを雇用形態別にみると正社員については月給制がほとんど(図表7参照)で、1日あたりの所定労働時間は7.8時間である。非正社員についてみると全体で6.3時間となっているが、そのうち常勤労働者はいずれの賃金支払形態別でも1日あたりの労働時間の差は少なく、全体で7.5時間である。一方、短時間労働者と非常勤労働者は、大部分が時間給制でもあり、それぞれ5.7時間、5.2時間となっている。なお、登録ヘルパーは所定労働時間が定められていないが実績によると1日3.9時間である。

注) 月間稼働時間数

上記の月間所定就労日数と1日の所定労働時間数を乗じて月間の稼働時間数を雇用形態別に推計すると、正社員が164時間、非正社員のうち常勤労働者が150時間であるが、短時間労働者は97時間、非常勤労働者は68時間、登録ヘルパーは59時間(実績)となっている。

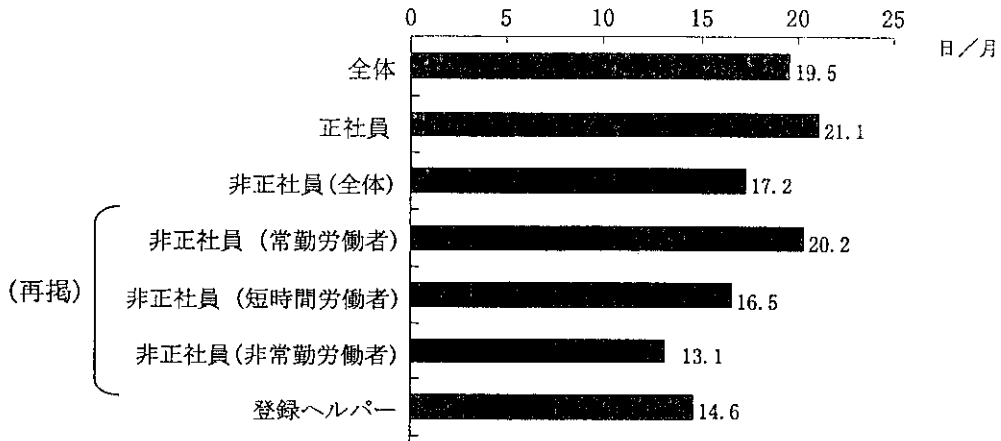
図表4 雇用形態別平均就労日数・労働時間(詳細)

	平均就労日数(日)				平均労働時間(時間)				月間稼働時間数(推計)
	月給	日給	時間給	全体(月)	月給	日給	時間給	全体(日)	全体(月)
全体 計	21	18	16	20	7.8	7.4	5.2	7.1	
正社員	21	21	19	21	7.8	7.7	5.8	7.8	164
非正社員 計	19	17	17	17	7.3	7.5	5.8	6.3	107
常勤労働者	20	20	20	20	7.7	7.9	7.2	7.5	150
短時間労働者	16	14	17	17	6.1	6.7	5.5	5.7	97
非常勤労働者	11	10	14	13	5.2	7.1	4.8	5.2	68
登録ヘルパー	17	17	14	15	5.7	5.5	3.8	3.9	59

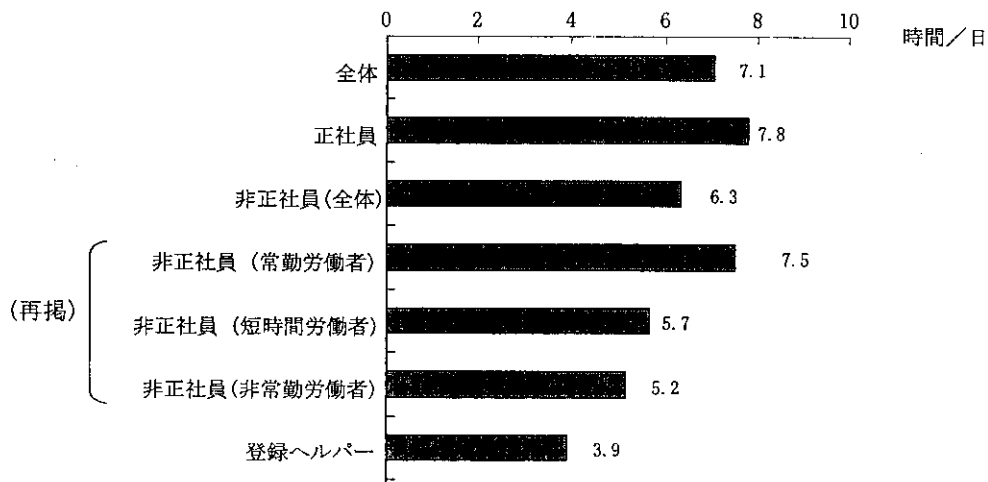
注1) 上記の表において全体(月)とは、個々の労働者の労働時間(日数)の月合計値の平均値を指す。

注2) 平均就労日数は1ヶ月あたり、平均労働時間は1日あたりの数値を示している。

図表5 雇用形態別月間平均就労日数



図表6 雇用形態別1日の平均労働時間



3 賃金

○賃金支払形態

・賃金支払形態別の割合をみると全体では月給制が70.9%で最も多く、次いで時間給制が24.3%、日給制が4.8%の順となっている。これを雇用形態別にみると正社員では月給制が98.5%で大部分を占めるのに対して、非正社員では、常勤労働者は時間給制46.6%、月給制30.0%、日給制23.4%の順に散らばっているが、短時間労働者、非常勤労働者、登録ヘルパーはいずれも時間給が多い。

○賃金支払形態別所定賃金額

・賃金支払形態別に所定賃金額をみると全体では、月給制で224,726円、日給制で8,183円、時間給制で1,203円となっている。

○雇用形態別所定賃金額

・正社員はほとんど月給制であり227,966円である。非正社員については、時間給制の労働者が多いので時間給についてみると常勤労働者が1,021円、短時間労働者1,022円、非常勤労働者は1,329円、登録ヘルパーは1,353円となっており、ほとんど差はない（ただし、非常勤医師が含まれていることに注意が必要である）。

・次に月収換算額をみると、非正社員全体では118,466円である。非正社員のうち常勤労働者は月給制の労働者も多く、月額制労働者の月収額は170,484円であるが時間給制の者も多いため全体の平均月収換算額は151,852円となっている。他方、短時間労働者、非常勤労働者は時間給制が多いことや稼働時間数が少ないことから、月収換算で短時間労働者は89,920円、非常勤労働者は86,298円となっている。なお、登録ヘルパーは稼働時間数が少ないため月収実績は66,934円である。

○資格（職種）別所定賃金額

・資格（職種）別に月収換算の平均所定賃金額（全体）をみると、ホームヘルパーについては、1級ホームヘルパーはほとんどが月給制で190,018円、2級ホームヘルパーは月給制と日給制が混在しており130,736円、3級ホームヘルパーは時間給の人が多く116,634円となっている。また、ケアマネージャーは月給制の人が多く、稼働時間数も多いため276,057円であり、同様に月給制が多い看護職員、社会福祉士、介護福祉士が20～23.5万円、理学療法士、作業療法士、サービス提供責任者が約25万円となっている。

図表7 雇用形態別平均所定賃金(詳細)

	N (%)				平均所定賃金額(円)			
	月給	日給	時間給	全体(月)	月給	日給	時間給	全体(月)
全体 計	70.9	4.8	24.3	100	224,726	8,183	1,203	190,688
正社員	98.5	0.5	1.0	100	227,966	8,264	1,145	226,677
非正社員 計	17.1	16.6	66.3	100	174,486	8,235	1,131	118,466
常勤労働者	30.0	23.4	46.6	100	170,484	7,068	1,021	151,852
短時間労働者	3.8	9.7	87.4	100	166,349	7,207	1,022	89,920
非常勤労働者	7.6	12.3	80.1	100	202,979	12,336	1,329	86,298
登録ヘルパー	0.4	3.0	96.6	100	176,100	7,385	1,353	66,934

注) 上記の表において全体(月)とは、個々の労働者の平均所定賃金に労働時間または就労日数を乗じて月収換算(日給・時間給のみ)した値の平均値を指す。

図表8 資格（職種）別平均所定賃金（詳細）

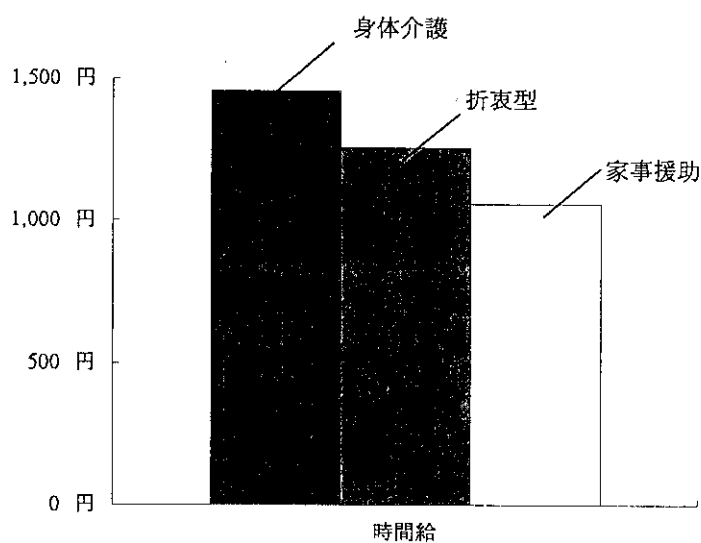
	N (%)				平均所定賃金額(円)			
	月給	日給	時間給	全体(月)	月給	日給	時間給	全体(月)
全体 計	70.9	4.8	24.3	100	224,726	8,183	1,203	190,688
ホームヘルパー1級	80.8	2.9	16.4	100	210,049	7,590	1,229	190,018
ホームヘルパー2級	37.3	5.7	57.0	100	193,355	7,318	1,235	130,736
ホームヘルパー3級	37.7	7.0	55.3	100	187,724	6,974	1,160	116,434
ケアマネージャー	94.4	1.4	4.2	100	282,697	11,566	1,656	276,057
医師	81.4	13.4	5.2	100	667,675	33,740	11,856	566,867
看護職員	79.9	3.3	16.8	100	249,384	8,128	1,354	225,322
社会福祉士	96.3	0.5	3.2	100	240,628	7,787	1,086	235,988
介護福祉士	94.1	1.5	4.5	100	214,358	7,878	1,136	208,754
理学療法士	75.6	11.1	13.3	100	294,444	19,495	4,552	251,371
作業療法士	81.0	7.3	11.7	100	290,616	15,092	3,131	253,413
サービス提供責任者	90.5	1.2	8.3	100	261,794	10,481	1,230	251,986
その他の資格	88.7	3.4	7.9	100	232,345	7,371	1,080	220,239

注) 上記の表において全体（月）とは、個々の労働者の平均所定賃金に労働時間または就労日数を乗じて月収換算（日給・時間給のみ）した値の平均値を指す。

○身体介護・複合型・家事援助型の平均賃金

・ホームヘルパーの行う業務で身体介護、折衷型（複合型）、家事援助ごとに賃金額を設定していると回答した事業所は、時間給に対して設定を行っているものが多く、訪問介護サービスを提供している事業所の約半数の49.8%となっている。その場合の平均賃金額（時間給）は次のとおりである。

図表9 身体介護・折衷型（複合型）・家事援助型の平均賃金



	平均賃金額(時間給)	(参考)介護報酬(30分以上～1時間未満)
身体介護	1,456.8 円	4,020 円
折衷型(複合型)	1,251.2 円	2,780 円
家事援助	1,056.3 円	1,530 円

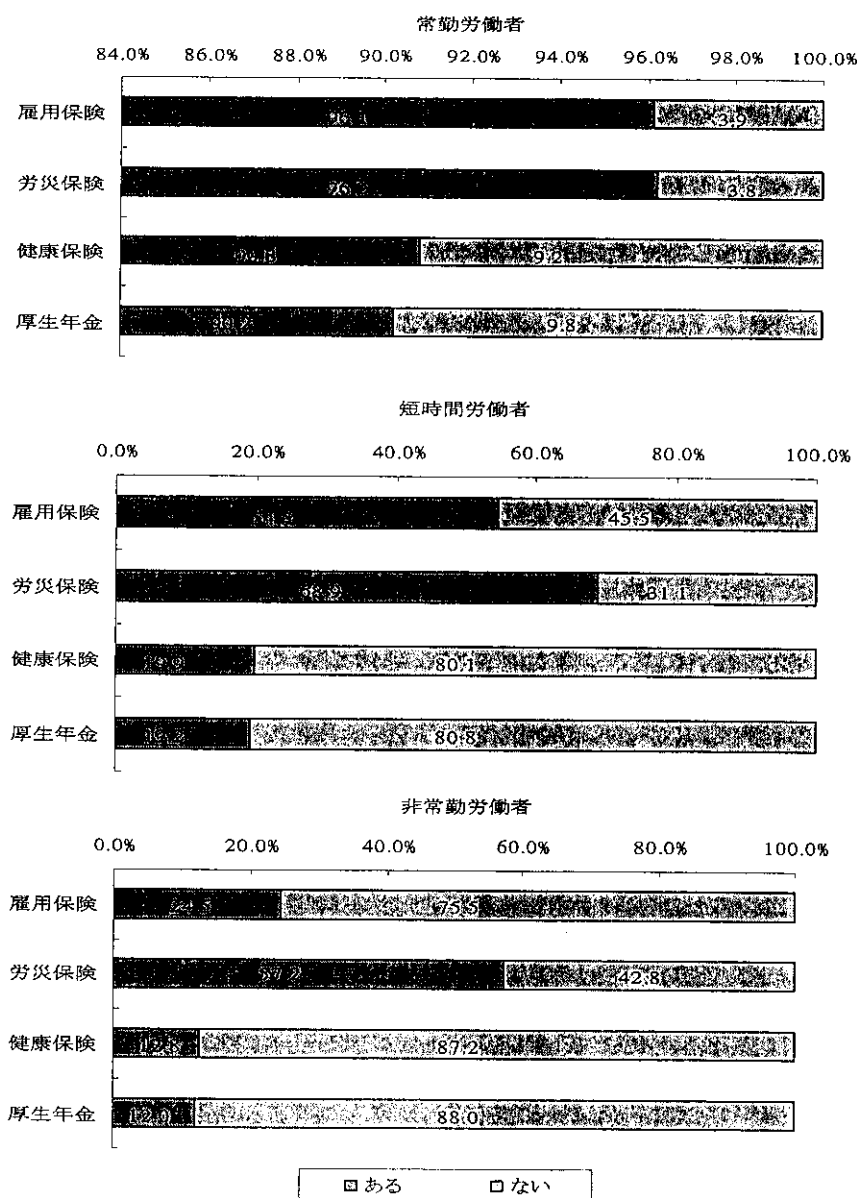
注) 上記はホームヘルパーの行う業務で、介護保険の身体介護、折衷（複合型）、家事援助の別に賃金額が設定されている場合のそれぞれの平均賃金を指す。

4 社会保険

○非正社員のホームヘルパーの社会保険加入の有無

・社会保険制度があると回答した事業所は、常勤労働者では各保険とも5割程度ある。一方、短時間労働者、非常勤労働者について各保険制度があると回答した事業所は、労災保険を除き少ない比率である。

図表 10 非正社員のホームヘルパーの社会保険加入の有無（無回答を除く）



注)短時間労働者や非常勤労働者への社会保険の適用関係の基準が複雑でその実態によって適用の要否が異なる点に留意する必要がある。